

## 自己資本規制上の引当金の取扱いに関する

### バーゼル委員会の検討と当面の措置

小立 敬

#### ■ 要 約 ■

1. バーゼル委員会は 2016 年 10 月、自己資本規制上の引当金の取扱いについて検討を行うディスカッション・ペーパーと市中協議文書を公表した。これは、IFRS 第 9 号等の適用によって、発生損失に基づく引当基準から予想信用損失（ECL）に基づく引当基準に変更になることを受けて、変更の影響を受ける自己資本比率の計測において引当金の取扱いを検討するものである。
2. まず、ディスカッション・ペーパーは、引当金の取扱いについてより長期的な検討を行っている。その結果、①現行の取扱いの維持、②一般引当金と個別引当金の新たな定義の導入に加えて、③信用リスクの標準的手法において、内部格付手法（IRB）と同様に一般引当金と個別引当金の区分を廃止し、規制上の期待損失（EL）を導入することという 3 つの政策オプションが提示されている。
3. 次に、市中協議文書は、2018 年から始まる IFRS 第 9 号の適用までに時間がないことから、当面の措置として現行の規制上の取扱いを維持するとともに、ECL に基づく引当基準への変更に伴う自己資本比率への影響を軽減するための経過措置を提案している。
4. こうした議論は、直接的には国際財務報告基準（IFRS）や米国会計基準（US-GAAP）の下で ECL に基づく引当基準を適用する銀行に影響するものである。ただし、日本の会計基準の下で自己資本比率を計測している金融機関には無関係の議論かということ必ずしもそうではない。ECL に基づく引当基準を適用しない本邦金融機関にとっては、自己資本比率を計測する際に、信用リスクの標準的手法が大きく変わる可能性がある点に注意が必要である。

## I ディスカッション・ペーパーと市中協議文書の公表

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は2016年10月11日、自己資本規制上の引当金の取扱いについて検討を行うディスカッション・ペーパー<sup>1</sup>と、引当金の取扱いに関する当面の措置（interim approach）および経過措置を議論する市中協議文書<sup>2</sup>を公表した。これは、国際会計基準審議会（IASB）および米国の財務会計基準審議会（FASB）がすでに発生した損失である発生損失（incurred loss）に基づく引当基準から、マクロ経済要因を含むフォワードルッキングな情報を考慮して評価を行う予想信用損失（expected credit loss; ECL）に基づく引当基準に変更することを受けて、バーゼルⅢ自己資本規制における（貸倒）引当金の取扱いに関して検討を行うものである。

こうした動きの背景には、金融危機の際の教訓がある。バーゼル委員会の自己資本規制は、貸出を実行した後に予想される期待損失（expected loss; EL）には引当金で対応し、予想外の損失である非期待損失（unexpected loss; UL）に対しては自己資本で備えるという考え方をとっている。しかしながら、金融危機では将来の返済を滞らせるイベントが生じた後にのみ計上する発生損失ベースの引当金では十分に損失を吸収することができずに大きな損失が発生することとなった。その結果、発生損失に基づく引当金は信用損失への備えとしてトゥー・リトル、トゥー・レイト（too little, too late）であることが認識された。

こうした教訓を踏まえて、2009年9月のピッツバーグ・サミットでは、G20各国がフォワードルッキングな引当金を導入することに合意した<sup>3</sup>。IASBおよびFASBはその後、バーゼル委員会とも協力を図りながら、フォワードルッキングな引当金の導入に向けた検討を行い、その結果、IASBは2014年7月にIFRS第9号「金融商品」を、FASBは2016年6月に現在予想信用損失（current expected credit loss; CECL）に関する新たな基準<sup>4</sup>を公表し、ECLに基づく新たな引当基準の導入をそれぞれ決定した。IFRS第9号は2018年から適用され、FASBのCECLについては上場する銀行は一般に2020年から適用される。

ECLに基づく新たな引当基準の導入を前に、バーゼル委員会を含む銀行規制当局は、引当基準の抜本的変更が銀行に及ぼす影響に注目し始めている。例えば、欧州銀行監督機構（EBA）は2016年11月、IFRS第9号の導入が欧州銀行セクターに与える影響に関する報告書を公表している<sup>5</sup>。報告書では、IFRS第9号の導入によって従来のIAS第39号「金融商品：認識および測定」に基づく現行の引当金の水準から平均で18%増加し、コモネクイティ Tier1（CET1）や総自己資本は平均でそれぞれ59パーシスポイント

<sup>1</sup> BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions,” Discussion paper, October 2016. (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d385.pdf>).

<sup>2</sup> BCBS, “Regulatory treatment of accounting provisions – interim approach and transitional arrangements,” Consultative document, October 2016 (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d386.pdf>).

<sup>3</sup> ピッツバーグ・サミット「首脳声明」を参照。

<sup>4</sup> FASB, “ASU 2016-13 - Financial Instruments - Credit Losses (Topic 326); Measurement of Credit Losses on Financial Instruments,” June 2016.

<sup>5</sup> EBA, “Report on results from the EBA impact assessment of IFRS 9,” 10 November 2016.

(bp)、45bp 低下するという定量的な分析結果が示されている<sup>6</sup>。IFRS 第 9 号における金融商品の分類が自己資本比率に与える影響は限定的であるとする一方、引当金の増加が自己資本比率に与える影響が相対的に大きいことが認識されている。

本稿は、自己資本規制上の引当金の取扱いについて、現行の取扱いおよびバーゼル委員会による問題意識を整理した上で、ディスカッション・ペーパーが提示する引当金の取扱いの抜本的な改定に関する検討と、抜本的な改定を行うまでの間の当面の取扱いや経過措置を議論する市中協議文書の内容について整理する。ECL に基づく引当基準を適用しない本邦金融機関にとっては、信用リスクの標準的手法が抜本的に変わる可能性がある点に注意が必要である。

## II 現行の規制上の取扱いと問題意識

### 1. 自己資本規制上の取扱い

バーゼル委員会が 1988 年に合意されたバーゼル I では、現時点では認識されていない将来の損失に対して一般引当金が利用できることを考慮して、一般引当金（general provision）を自己資本のうち Tier2 に算入することを認めていた<sup>7</sup>。一方、個別引当金（special provision）の資本算入は認められていなかった。その後、2004 年に合意されたバーゼル II では修正が加えられている。バーゼル I の計測方法を継承する標準的手法では、引続き個別引当金の資本算入は認められていないが、バーゼル II で導入された内部格付手法（IRB）では、一般引当金、個別引当金を含むすべての適格引当金と規制上の EL とを比較して資本算入または控除の額を決定する方式が採用された。つまり、IRB では規制上、一般引当金と個別引当金とを区別することが不要となっている。

現行のバーゼル III は、概ねバーゼル II を継承している（図表 1）。すなわち、標準的手法では、銀行は信用リスク・アセットの 1.25% を上限に Tier2 として一般引当金を考慮することができる。また、分母のリスク・アセットの計測においては、エクスポージャーから個別引当金を控除した後にリスク・ウェイトが適用されることになる。バーゼル委員会は、各法域の規制資本の計測では一般引当金と個別引当金の取扱いにはばらつきがあり、すべてもしくはほとんどの引当金を個別引当金として区分する法域がある一方で、すべてもしくはほとんどの引当金を一般引当金とする法域があることを指摘している。

一方、IRB では、エクスポージャーに対する引当金として総適格引当金（total eligible provision）が定義されている。総適格引当金には、個別引当金や一般引当金、部分直接償却、特定のポートフォリオに対する一般引当金（例えば、カントリーリスク引当金）が含

<sup>6</sup> EBA の報告書は引当金の増加の要因として、特にステージ 2 の債権に係る測定がエクスポージャーの満期までの全期間に及ぶことの影響によるものであることを指摘している。

<sup>7</sup> BCBS, “International convergence of capital measurement and capital standards,” July 1988.

図表 1 自己資本規制上の引当金の取扱い（現行）

標準的手法(SA)		内部格付手法(IRB)	
分子(自己資本)		分子(自己資本)	
一般引当	SAで算出される信用リスク・アセット(RWA)の1.25%を上限にTier2資本に算入可	引当>期待損失額(EL)	IRBで算出される信用リスク・アセット(RWA)の0.6%を上限に差額をTier2資本に算入可
個別引当	勘案しない	引当<期待損失額(EL)	差額を普通株式等Tier1(CET1)資本から控除
分母(リスク・アセット)		分母(リスク・アセット)	
信用リスク・アセット(RWA)は、エクスポージャーに対してリスク・ウェイト(RW)を乗じて計測 ・一般引当はエクスポージャーに含まれる ・個別引当はエクスポージャーから控除		非期待損失額(UL)に基づき計測(引当はその計算基礎となるデフォルト時エクスポージャー(EAD)から控除されない)	

- (注) 1. 自己資本 = (普通株式等 Tier1 + その他 Tier1 + Tier2)  
 2. 期待損失額 (EL) は自己資本規制上の期待損失額で会計上の予想信用損失 (ECL) とは異なる概念。  
 3. IRB において EL と対比される「引当」は一般・個別引当の合計額。  
 (出所) 金融庁および日本銀行説明資料より野村資本市場研究所作成

まれる<sup>8</sup>。銀行が規制資本を計測する際は、[デフォルト確率 (probability of default; PD)] × [デフォルト時損失率 (loss given default; LGD)] × [デフォルト時エクスポージャー (exposure at default; EAD)] を算定して規制上の EL を算出した上で、EL と総適格引当金を比較することになる。自己資本比率の計測においては、EL が総適格引当金を上回る場合には不足額を CET1 から資本控除する一方、EL が総適格引当金を下回る場合にはリスク・アセットの 0.6% を上限として超過額を Tier2 に算入する扱いとなる。

また、IRB におけるエクスポージャーの計測については、標準的手法とは異なり、個別引当金あるいは部分直接償却を相殺しないグロス・ベースで計測することになる。なお、個別引当金も一般引当金についても EAD からは控除されない扱いである。

## 2. バーゼル委員会の問題意識

ECL アプローチについてバーゼル委員会は、IASB および FASB による採用を支持する一方で、IASB と FASB の ECL アプローチの間、さらには会計上の ECL アプローチとバーゼルⅢの IRB の下で計測される規制上の EL との間に相違が生じていることを認識している。

具体的には、FASB の CECL においては、満期までの全期間 (lifetime) の予想信用損失に基づいて ECL が計測されるが、IFRS 第 9 号の ECL においては、ステージ 1 の正常債権 (performing loan) であれば 12 ヶ月間の ECL を計測し、ステージ 2 の要注意債権 (underperforming loan) の場合は全期間の ECL を認識することになる<sup>9</sup>。つまり、CECL と IFRS 第 9 号の間で ECL の測定モデルが異なっている (図表 2)。

<sup>8</sup> デフォルト資産に対するディスカウントは適格引当金に含まれるが、株式および証券化エクスポージャーに対する個別引当金は適格引当金の対象外である。

<sup>9</sup> ステージ 3 の不良債権 (impaired loan) の場合も満期までの予想損失を認識する。ステージ 3 とステージ 2 の主な違いとして、ステージ 3 の場合は銀行はローン残高を合計するのではなく、ローンの金利収入と引当金を相殺しなければならない。

図表 2 会計上と規制上の測定モデルの相違

		IASB	FASB	バーゼル委員会
PD	計測期間	12ヵ月(ステージ1) 満期(ステージ2)	満期	12ヵ月
	サイクル感応度	マクロ経済ファクターを含む、フォワードルッキングな 情報を考慮した当該時点		経済サイクル
LGD/EAD	計測	マクロ経済ファクターを含む、フォワードルッキングな 情報を考慮したニュートラルな推計		景気後退期の推計

(注) PD はデフォルト確率 (probability of default)、LGD はデフォルト時損失率 (loss given default)、EAD はデフォルト時エクスポージャー (exposure at default) を指す。

(出所) ディスカッション・ペーパー

また、IFRS 第 9 号および CECL の ECL アプローチと、バーゼルⅢの IRB における規制上の EL の間にも、PD、LGD および EAD を測定する際の前提に違いがある。IRB では、PD の計測には 12 ヶ月の期間が利用され、LGD および EAD の計測においては景気後退時 (downturn) の損失を前提に推計することが求められている。一方、会計上の LGD および EAD は、予想される経済環境の下でのニュートラルな推計に基づくものである。バーゼル委員会は、このような相違の結果、会計上の ECL と規制上の EL を比較すると大小が生じることを指摘している。

バーゼル委員会は、ECL に基づく引当基準への変更は、銀行の引当実務を根底から変えることになるため、自己資本比率にどのような影響を与えるかという点に問題意識を有している。また、IFRS 第 9 号や CECL を適用しない法域では発生損失アプローチが継続される。例えば、本邦金融機関は通常、「金融検査マニュアル」の基準に則して償却・引当を実施しており、基本的には発生損失アプローチである。バーゼル委員会としては、レベル・プレイング・フィールドの観点から銀行および法域の間で自己資本規制上、調和のある引当金の取扱いを導入すべきかについて検討を行う必要性を認識している。

### Ⅲ ディスカッション・ペーパー：長期的な政策オプション

最初に、自己資本規制上の引当金の取扱いに関するディスカッション・ペーパーの議論を確認する。ディスカッション・ペーパーは、自己資本規制上の引当金の取扱いに関する長期的なアプローチとして、以下の 3 つの政策オプションを検討しており、その他の代替的なオプションの提案も含めてパブリック・コメントを求めている<sup>10</sup>。

- オプション 1：一般引当金と個別引当金の区分を含む現行の取扱いの維持
- オプション 2：共通に適用され強制力のある一般引当金と個別引当金の定義の導入
- オプション 3：標準的手法において一般引当金と個別引当金の区分を廃止し、規制上の EL の導入という現行の取扱いの抜本的変更

<sup>10</sup> コメントの提出期限は、市中協議文書と同様に 2017 年 1 月 13 日である。

## 1. オプション1：現行の維持

バーゼル委員会は後述する市中協議文書において、当面の措置として標準的手法およびIRBに係る現行の取扱いを維持するという提案を行っている。一方、より長期の取扱いを検討するディスカッション・ペーパーにおいても、現行の取扱いを維持する政策オプションを選択肢の1つとして挙げている。

バーゼル委員会は、法域間でECLモデルを含む多様な償却・引当ルールが存在する中で、現行の取扱は長期にわたって有効であり続ける可能性を指摘しており、現行の取扱いを維持するというアプローチは、法域間の会計実務の違いに対応しながら各法域の引当基準・実務における固有の性格を規制資本の枠組みに適切に反映するものであると位置づけている<sup>11</sup>。

一方でバーゼル委員会は、頑健な信用リスクの評価・測定プロセスに基づいて予想されるECLモデルに基づく損失は、具体的に特定された損失・減損の額として適切であることを認識している。さらに、現行の取扱いについては、法域間で一般引当金と個別引当金の区分にばらつきがある限りレベル・プレイング・フィールドの問題を解決できないこと、標準的手法かIRBかという銀行の選択によって、引当金の区分がエクスポージャーや規制資本に異なる結果をもたらすことになる点を指摘する。

## 2. オプション2：引当金の定義の導入

次にバーゼル委員会は、レベル・プレイング・フィールドの問題に対処する代替的アプローチとして、引当金の区分に依存した現行の標準的手法の取扱いを維持する一方で共通の一般引当金および個別引当金の定義を導入するというアプローチを提示する<sup>12</sup>。すなわち、各国の会計基準（GAAP）において認められる発生損失アプローチとECLアプローチの両者に適切なものとなるようにバーゼルⅢの現行の引当金の定義の明確化、精緻化あるいは新たな定義に変更するというアプローチである。

バーゼル委員会は、共通の引当金の定義を導入することのメリットとして、一般引当金と個別引当金の定義の間に適切なバランスが構築されること、各法域における引当金の固有の性質が自己資本規制の中に適切に反映されること、さらには、規制上は正当化されない引当金の調整がそれぞれの法域において減ることを挙げている。

もっとも、バーゼル委員会は定義の適切なバランスを構築することそのものが課題であるとする。その例として、国際的に合意された規制上のデフォルト（または不良債権化）

<sup>11</sup> バーゼル委員会は、個別のローンに特定された損失を直ちに償却する一方、引当金が特定されない将来の損失に集散的に備えるものとなっている法域では、個別のローンの特定された損失に対するものとして引当金が積立てられる法域よりも一般引当金の割合が高くなるという例を挙げて説明している。

<sup>12</sup> バーゼルⅢテキストでは、一般引当金については、「将来すなわち現時点では未確定の損失に備えた引当金または貸倒引当金については、顕在化した損失に対し自由に充当することができるため、Tier2に含めることが妥当」とされ、個別引当金は、「特定のアセットまたは負債の信用状態の悪化に起因した引当金については個別またはグループ化されているかどうかによらず、除外されるべき」と記述されているのみである。

の定義を用いれば一般引当金と個別引当金との線引きの統一的な適用はできるが、デフォルトの定義は減損を理由にいくつかの引当金を一般引当金として扱う一方、通常は個別引当金として扱われるデフォルト資産に対して一般引当金を扱えなくさせるという問題が生じることを指摘する。バーゼル委員会としては今後、さらに検討を加えて定義の具体化を図っていく考えを明らかにしている<sup>13</sup>。

### 3. オプション3：抜本的な変更

#### 1) アプローチの背景

ディスカッション・ペーパーで提示された3つのアプローチの中で最も多くの議論が行われているのが、現行の IRB と同様、一般引当金と個別引当金の区分を廃止し、規制上の EL の導入を図るといった標準的手法における取扱いを抜本的に変更するアプローチである。

会計上および規制上の引当金の実務にはばらつきがあり、標準的手法では一般引当金と個別引当金の取扱いが異なるため、レベル・プレイング・フィールドの問題が生じている。また、標準的手法では一般引当金と個別引当金はともに CET1 の減少要因であるが、自己資本比率に与える影響が異なる。一般引当金は Tier2 算入を通じて分子を増加させる一方、個別引当金はリスク・アセットを減少させることで所要資本を減らすことになるが、一般引当金の Tier2 算入に比べるとわずかな効果しかない。

このような問題に対して引当金の定義の明確化を図るアプローチでは、銀行間の引当金の区分のばらつきを抑制することはできるが、会計基準の相違や銀行間の実務・評価の違いによって同じエクスポージャーであっても適用が異なるという根本的な課題には完全に対処することはできない。また、IFRS 第9号と CECL が定める異なる ECL アプローチが将来にわたって併存し、さらに、各国 GAAP の下で発生損失アプローチに基づく銀行も存在することも考えあわせると、予想損失の概念を明確に反映させた規制の枠組みを構築させていくことは国際的な議論を呼ぶことになる点を懸念する。

以上の背景を踏まえてバーゼル委員会は、標準的手法と IRB の一貫性を確保する観点から現行の IRB と同様、標準的手法において一般引当金と個別引当金の区別をなくし、あらゆる引当金を扱うアプローチを提案する。バーゼル委員会は、引当金の規制上の取扱いの一貫性を確保することは、標準的手法と IRB の間のリスク・アセットの比較可能性を改善することにもつながるとする。また、より重要な点として、標準的手法の規制資本の計算の中で引当金に規制上のフロアーが適用されることになる点を指摘する。すなわち、規制上の EL よりも会計上の引当金が小さければ、その不足額は CET1 から控除されることになる。

<sup>13</sup> バーゼル委員会は具体化とともに、市中協議において他の提案についても受け入れるとしている。

## 2) 主なコンセプトおよび設計

一般引当金と個別引当金の区分を廃止し、規制上の EL を導入した標準的手法は、概ね次のとおりである。なお、バーゼル委員会は、自己資本規制における引当金の取扱いの変更によって所要資本を上げることは目的ではないとし、当該アプローチを採用した場合に銀行の所要資本が増加する事態を避ける考えを明らかにしている。

### (1) 一般引当金と個別引当金の区分の廃止

あらゆる会計上の引当金（部分直接償却を含む）は、エクスポージャーおよび規制資本の計測において現行の IRB と同様、一般引当金と個別引当金の区分を必要としない。自己資本比率の計測時に会計上の価値を直接的に調整（例えば、部分直接償却、資産価値調整または公正価値評価減）するか、間接的に調整（例えば、引当金または減損引当金）するかにかかわらず、引当金が銀行の CET1 を減少させるということが、規制上の目的で利用される引当金を認識する基準となる。

### (2) 資本控除および資本算入

標準的手法の下、当局が設定する「標準化された規制上の EL（standardised regulatory EL）」は、CET1 から控除する信用損失の最低額であり、自己資本比率の計測において会計上の引当金に対する規制上のフローアを提供するものとなる。会計上の引当金総額と標準化された規制上の EL とを比較して会計上の引当金が規制上の EL に達しない場合には、不足額を CET1 から控除する一方、超過する場合は、原則として現行の IRB と同様、信用リスク・アセットの 0.6% を上限として Tier2 算入を認める。

### (3) 標準化された規制上の EL の設定

標準化された規制上の EL はバーゼル委員会が決定し、銀行はリスク・ウェイトと同様の方法でエクスポージャーに対して標準化された規制上の EL の値を乗じる。標準化された規制上の EL の値は、標準的手法でリスク・アセットを計測する場合と同様、各エクスポージャーの種類に応じて個々のリスク・ウェイトとして設定される。

### (4) デフォルト・エクスポージャーの扱い

信用損失が重大または重大となる可能性が高い場合、デフォルト・イベントがすでに発生しているデフォルト・エクスポージャー（一般に 90 日以上延滞を含む）については、標準化された規制上の EL に比べて銀行が会計基準の下でより大きな信用損失を推計していれば、標準化された規制上の EL ではなく、会計上の引当金を利用する。



### (5) 所要資本が増加する場合の調整

当該アプローチを採用した結果、バーゼル委員会が現在検討している信用リスクの標準的手法の改定と比べて資本要件がかなり増加するような場合、特にそれが新たな規制上の EL の導入によるもの、あるいは個別引当金および部分直接償却を相殺するという現行のエクスポージャーの取扱いの変更によるものである場合には、調整を図る方針である<sup>14</sup>。

### 3) 規制上の EL の水準調整

標準化された規制上の EL は、標準的手法のリスク・ウェイトと同様の細かさで、各エクスポージャー・クラスの各リスク・ウェイトに割当てられる。銀行が規制上の EL を計算するには、各エクスポージャーに設定された EL の値を乗じる。バーゼル委員会は、規制上の EL の全体的な水準は標準的手法と IRB とで比較可能なものにすべきであるとしており、標準化された規制上の EL の決定は IRB と同様の方法で行われる。

具体的には、標準化された規制上の EL の水準調整は、基礎的内部格付手法（F-IRB）で用いられる各エクスポージャーに対する固定的な LGD を使って行われる。具体的には、標準的手法のリスク・ウェイトと F-IRB の LGD を使って IRB リスク・ウェイト関数から逆算して PD が導出され、 $EL = PD * LGD$  の計算式に基づいて標準化された規制上の EL が決定される。

例えば、無格付の無担保シニアの事業法人向けエクスポージャーには、標準的手法の下で 100% のリスク・ウェイトが割当てられ、F-IRB では 45% の LGD が設定されている。この場合、事業法人向けの IRB リスク・ウェイト関数を使うと 1.06% という PD が得られる。したがって、PD と LGD を使って標準化された規制上の EL は、0.48% (= 1.06% \* 45%) と計算される。

### 4) 規制上の EL に関する課題

バーゼル委員会は、標準的手法に規制上の EL を導入することの課題としてダブルカウントの可能性を指摘する。すなわち、標準的手法のリスク・ウェイトは、UL だけでなく EL の一部を反映しているのではないかという疑問である。バーゼル委員会は、仮に標準化された規制上の EL とリスク・ウェイトでダブルカウントが生じていることが認識された場合は、リスク・アセットを減じるような乗数やその他の調整を図ることを想定している。

また、当該アプローチは IRB の制約に対応するものではない。例えば、IFRS 第 9 号におけるステージ 2 や CECL の ECL は全期間の ECL に基づいているため、会計上の引当金が 12 ヶ月の PD に基づく IRB の規制上の EL や標準化された規制上の EL を上回り、

<sup>14</sup> バーゼル委員会は現在、オペレーショナル・リスクの資本賦課の枠組み、資本フローの導入の検討に加えて、信用リスクの資本賦課の枠組みの改定作業を行っている。

超過引当金が発生する。また、IFRS 第 9 号のステージ 1 における貸出金は 12 ヶ月の ECL をベースとするが、CECL では同じ貸出金でも全期間の ECL をベースに引当金が計算されるといふ相違が生じる。バーゼル委員会は、当該アプローチはこのような問題に解決策を提供するものではないとしており、Tier2 に算入される超過引当金の問題についてはパブリック・コメントの期間終了後に検討する考えを明らかにする。

さらにバーゼル委員会は、IRB は銀行のポートフォリオに相当の粒度（granularity）があるという前提に基づいて設計されているが、実際には多くの銀行で前提が成り立っていないことを指摘する。また、当該アプローチでは、各エクスポージャー・クラスにおける個々のリスク・ウェイトに応じて規制上の EL が設定されることになるが、EL の値は基本的には個々のリスク・ウェイトの中心的または典型的な価値を反映したものでしかない。さらに、リスク・ウェイトは PD および LGD によって決定され、PD を決定するリスク・ウェイトと LGD の間には関係性があるという前提に立っているが、経済環境が変化するような事態になればその関係が成立しなくなる可能性もある点と述べている。

#### 4. 市中協議事項

バーゼル委員会は、エクスポージャーの満期までの全期間の損失というコンセプトおよび ECL を評価・計測する際にフォワードルッキングな情報が含まれることから、新たな会計上の引当金モデルは、相対的に多くの引当金を必要とし、銀行の引当実務に質および量の面で根本的な変化をもたらすことを認識している。

そこで、ディスカッション・ペーパーは、規制資本に与える影響について検討する観点から、①一般引当金および個別引当金の区分、②規制上の EL の設定、③一般引当金および超過引当金の Tier2 への算入、④レベル・プレイング・フィールド、⑤複雑化と簡素化、⑥負担という論点に加えて、引当金の規制上の扱いに関する他の代替的なオプションについて、パブリック・コメントを求めている（図表 3）。

図表 3 パブリック・コメントを要請する事項

一般引当金および個別引当金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準的手法における一般引当金と個別引当金の区分について法域および銀行間の引当実務の相違に対応するための手段として維持するかどうか</li> <li>●維持する場合はバーゼル委員会が一般引当金と個別引当金の区分をすべきかどうか</li> </ul>
規制上のEL	<ul style="list-style-type: none"> <li>●標準的手法に規制上のELを導入することの必要性</li> <li>●プロダクト毎に国際的に適用することを含め、規制上のELの水準を決定する方法</li> <li>●規制上のELは高い粒度（貸出の種類毎）を有すべきか否か</li> <li>●規制上のELの水準は恒久的に設定すべきか、継続的なレビューの下で調整すべきか</li> </ul>
一般引当金、超過引当金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般引当金および超過引当金のTier2算入を認めるかどうか</li> <li>●すでに予想される損失に係る一般引当金および超過引当金のTier2算入を認めるかどうか</li> <li>●すでに規制資本の枠組み、特に第2の柱で認識される一般引当金および超過引当金を控除させるかどうか</li> <li>●Tier2として考慮されている一般引当金および超過引当金をTLACに含めるかどうか</li> </ul>
レベル・プレイング・フィールド	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会計基準の相違による影響をバーゼル委員会はどのように平準化させ、どういったアプローチでレベル・プレイング・フィールドを確保するのか</li> </ul>
複雑化、簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡素化されたより望ましいアプローチはあるか</li> </ul>
負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直接的な負担を削減する観点から引当金の規制上の取扱いの変更点を減らすことが望ましいかどうか</li> </ul>

（出所）ディスカッション・ペーパーより野村資本市場研究所作成

## IV 市中協議文書：経過措置に関する提案

ディスカッション・ペーパーが長期的な自己資本規制上の引当金の取扱いについて検討を行っているのに対して、市中協議文書は長期的な引当金の取扱いを決定するまでの間の当面の措置と経過措置を提案するものとなっている<sup>15</sup>。市中協議文書は、IFRS 第9号が施行される2018年1月1日までの間に、より長期のオプションを検討する時間は限られていることから、当面の措置として標準的手法およびIRBの下で適用されている現行の自己資本規制上の引当金の取扱いを維持することを提案する。その上で、現行の会計の枠組みにおいては一般引当金と個別引当金の区分はなくなっていることから、自己資本比率への影響を踏まえた経過措置に関する提案を行っている。

### 1. 当面の措置に関する提案

会計上の引当金がECLアプローチに移行する中、自己資本規制では引当金のどの部分が一般引当金あるいは個別引当金としてみなされるかということが重要であるが、会計の枠組みでは一般引当金と個別引当金の線引きがない。そこでバーゼル委員会は当面の間、各法域はECLアプローチの下で計測される会計上の引当金に対して、一般引当金と個別引当金を区分する既存のアプローチを適用することを提案している。

現行の標準的手法の下、個別引当金はエクスポージャーから控除される一方、一般引当金はエクスポージャーに含まれ、さらにTier2算入が認められている。バーゼル委員会は現在、リスク・アセットの計測方法の改定作業を行っており、IRBを利用して計測されるリスク・アセットには標準的手法をベースとする資本フローが適用され、特定のエクスポージャーにはIRBの利用が認められない可能性がある。したがって、一般引当金と個別引当金の区分の議論は、IRBを利用する銀行にも関係してくる点には留意が必要である。

### 2. 経過措置の背景

バーゼル委員会は、当面の措置の提案と同時にECLの会計アプローチが規制資本に与える影響を考慮し、経過措置としていくつかの選択肢を提案している。経過措置の導入の背景として以下の点が挙げられているが、これらの要因が経過措置を適用する根拠となるのかどうかについては、バーゼル委員会としては結論には至っていないとしている。

- 当該影響が現時点で予想されるよりもかなり重大なものとなり、自己資本比率の予期せぬ減少をもたらす可能性があること
- ECLの会計アプローチとプルーデンス規制の間の恒久的な関係について未だ結論に達していないこと
- IFRS 第9号とCECLのECLに基づく引当基準の適用の間に2年のギャップがあること

<sup>15</sup> コメントの提出期限は、ディスカッション・ペーパーと同様に2017年1月13日である。

バーゼル委員会は、ECL アプローチの導入によって一般に引当金の総額が増加し、多くの場合で銀行の自己資本比率が下がることを認識している。また、IFRS 第9号はCECLよりも2年先に適用が始まるため、米国会計基準（US-GAAP）を適用する銀行に比べてIFRSを適用する銀行によりプレッシャーがかかること、さらに、IFRS第9号の施行日後にIFRSを初めて適用する銀行や法域では移行の問題が同様に生じることを指摘している。もっとも、現時点ではECLアプローチの適用が自己資本規制に与える影響の大きさが明らかではないことから、バーゼル委員会は定量的影響度調査（QIS）を実施してその影響度を把握する方針である。バーゼル委員会としては、QIS後に経過措置が必要かどうか、どのような経過措置が適しているかについて検討を行う考えである。

### 3. 経過措置の検討

バーゼル委員会は、経過措置については今後、具体的な検討を行うという方針を述べる一方で、市中協議文書では経過措置の設計のあり方について議論も行われている。具体的には、経過措置の設計の際の論点として、以下の点が挙げられている。

- 経過措置はどの資本基準（例えば、CET1）を参照するか
- 経過措置を適用する期間
- 経過年数に応じて経過措置を認識させる直接法を採用するのはどうか
- 経過措置に関して移行時の影響を一回のみの反映させるか、例えば移行後の引当金の変化に応じて再計算するか

バーゼル委員会は、経過措置の潜在的な対象としてCET1を挙げている。CET1を調整する経過措置の場合、直ちに移行時の引当金増加をCET1に対して完全には反映させずに、経過措置の期間中に段階的にCET1に適用する。また、CET1の調整は、他の規制資本（総自己資本を含む）や他の関連する基準（例えば、レバレッジ比率、大口エクスポージャー規制）にも適用される<sup>16</sup>。バーゼル委員会は経過措置の主な目的について、ECLの導入による引当金増加という負の影響に対して、銀行が自己資本を再構築するための時間を与え、「資本ショック（capital shock）」を回避することであるとする。経過措置として3年から5年の期間が想定されている。

経過措置の簡素さから、引当金増加は移行時からの経過年数の割合（経過年数／経過措置期間）に応じて期間按分される方法が挙げられている。一方、移行後の引当金の変化に応じて経過措置を調整する方法も挙げられている。その上で市中協議文書は、想定される経過措置として、直線法（例えば経過措置が3年間の場合、1年目に影響額の3/4、2年目に2/4、3年目に1/4を乗じて段階的に調整する方法）に基づいて調整する次の3つのアプ

<sup>16</sup> 経過措置はその他のプルーデンス規制の枠組みには影響しないとするが、その例外として、①繰延税金資産、②Tier2算入に係る一般引当金、個別引当金および超過引当金、③信用リスクの標準的手法およびレバレッジ比率におけるエクスポージャーを挙げている。

ローチを例示するとともに、現時点では資本ショックに直接対応するアプローチ 1 が望ましいとしている。

#### 1) アプローチ 1 : 移行直後の引当金の影響額を経過年数に応じて調整

銀行は、ECL アプローチ移行直後の引当金と移行直前の発生損失アプローチによる引当金を比較し、引当金が増加している場合、引当金増加額をバーゼル委員会が定める経過措置期間に適用する。例えば、銀行の ECL 移行前の引当金が 1,000 ユーロであって移行後に 1,350 ユーロに増加する場合、ECL 移行に伴う CET1 への影響は 350 ユーロである。したがって、標準的手法の下、移行に伴う調整額は 350 ユーロとなる。一方、IRB の下では、総適格引当金に対して超過額が生じている場合には 350 ユーロ、仮に 50 ユーロの不足が生じていれば調整額は 300 ユーロ (= 350 - 50) となる。

例えば、IRB を利用する銀行において総適格引当金に対して 50 ユーロの不足が生じている場合、経過措置期間を 3 年とすると、調整額 300 ユーロを直線法に基づいて 3 年間で期間按分した額を CET1 に戻入れることになる (図表 4)。

#### 2) アプローチ 2 : 移行直後の増加率を翌年以降の引当金に乗じて調整

ECL アプローチ移行直後の引当金と移行直前の発生損失アプローチに基づく引当金を比較してその増加率を計測した上で、2 年目以降の引当金残高に当該増加率を乗じるアプローチである。アプローチ 1 と同様、経過措置期間に応じて直線法を適用する<sup>17</sup>。

図表 4 アプローチ 1 における調整額の計算の例

年	CET1調整額
1年目(初日から最終日)	€300 * 3/4 = €225
2年目(初日から最終日)	€300 * 2/4 = €150
3年目(初日から最終日)	€300 * 1/4 = €75
4年目(初日以降)	0

(出所) 市中協議文書より野村資本市場研究所作成

<sup>17</sup> 金融庁および日本銀行が公表した説明資料 (金融庁・日本銀行「バーゼル委による「自己資本規制上の引当金の取扱い」に関する市中協議文書およびディスカッション・ペーパー (DP) の公表について」2016 年 10 月) は、アプローチ 2 の説明に数値例を使って説明している。具体的には、ECL の導入時の引当金 1,300 ユーロに対して直前の引当金を 1,000 ユーロとしており、CET1 減少額は 300 ユーロとなり、引当金の増加率は 30%となる。そして、2 年目の引当金を 1,600 ユーロ、3 年目の引当金を 1,150 ユーロとする。この場合、1 年目は  $(1,300-1,000) \times 3/4=225$ 、2 年目は  $(1,600 \times 30\%) \times 2/4=240$ 、3 年目は  $(1,150 \times 30\%) \times 1/4=86.25$  となる。

### 3) アプローチ 3 : IFRS 第 9 号のステージ 1 および 2 の引当金の保守的認識に基づいて調整

IFRS 第 9 号の下では引当金は、ステージ 1 (正常債権)、ステージ 2 (要注意債権)、ステージ 3 (不良債権) に区分される。当該アプローチでは、ステージ 3 の引当金が現行の IAS 第 39 号に定める発生損失アプローチに基づく引当金とほぼ同じであるという前提を置く一方、ステージ 1 および 2 に係る引当金については、ECL アプローチによって新たに導入されるものと認識する。そして、アプローチ 3 として、CET1 の減少要因となるステージ 1 および 2 に係る引当金に代えて、ステージ 1 および 2 の合計額に対して、アプローチ 1 と同様、経過措置期間に応じて直線法を適用する<sup>18</sup>。

## V 今後の留意点

バーゼル委員会による自己資本規制上の引当金の取扱いに関するディスカッション・ペーパーおよび市中協議文書は、IASB および FASB が発生損失アプローチから ECL アプローチに引当金基準を変更することに伴う自己資本比率への影響を考慮して検討を行うものである。したがって、まずは IFRS あるいは US-GAAP (FASB 基準) を採用する銀行に関わる議論であり、そのような銀行では、ECL アプローチへの引当基準の変更に伴って自己資本比率に影響が生じるということが問題意識として背景にある。

バーゼル委員会は一般に、ECL アプローチの導入によって引当金が増加し、銀行の自己資本比率が低下する可能性を認識している。すでに EBA は IFRS 第 9 号の適用が欧州の銀行セクターの自己資本比率に与える影響に関する分析を始めた一方で、バーゼル委員会は自己資本比率の低下がどの程度であるかについては現時点では把握しておらず、今後、QIS を実施してその影響を把握する見通しである。まずは、引当基準の変更によって各国・地域の銀行の自己資本比率にどのような影響が生じるのかという点に注目が集まる。

翻って本邦金融機関への影響をどのように考えるかである。本邦金融機関は通常、日本の会計基準の下、金融検査マニュアルに規定する償却・引当基準に従って発生損失アプローチに基づいて償却・引当を行っている。金融庁は現時点では、金融検査マニュアルの現行基準から ECL アプローチに基づく引当基準に変更するという方針を示しているわけではない。したがって、本邦金融機関の中で引当基準の変更に伴う影響が生じるとすれば、第一義的には、会計基準として IFRS や US-GAAP を適用する金融機関であって、IFRS や US-GAAP に基づいて自己資本比率を計測する金融機関ということになるだろう。

では、日本の会計基準の下で自己資本比率を計測している金融機関には無関係の議論かということと必ずしもそうではない。バーゼル委員会の検討の結果として、信用リスクの標準

<sup>18</sup> 金融庁、日本銀行の資料 (前掲脚注 17) は、ステージ 1 および 2 の引当金の合計が 1 年目 400 ユーロ、2 年目 450 ユーロ、3 年目 300 ユーロを例として、1 年目は  $400 \times 3/4 = 300$ 、2 年目は  $450 \times 2/4 = 225$ 、3 年目は  $300 \times 1/4 = 75$  という数値例で説明している。

的手法が変わる可能性がある点に留意すべきであろう。バーゼル委員会は、現行の IRB と同様、標準的手法において一般引当金と個別引当金の区分を廃止し、標準化された規制上の EL を導入することを 1 つのオプションとして想定している。その場合、標準的手法を利用する金融機関では、国際基準行の場合は Tier2 に、国内基準行の場合はコア資本に機械的に一般引当金を算入することができなくなる。一般引当金および個別引当金を含む適格引当金と標準化された規制上の EL とを比較して資本算入・控除の額を計測するようになるため、引当金に規制上のフロアーが適用され、自己資本比率の水準に影響することが想定される。

ただし、バーゼル委員会は、信用リスクの資本賦課の枠組みの改定と比べて引当金の取扱いの変更の影響が相対的に大きいものである場合にはその影響を緩和する考えを示しており、引当金の取扱いの変更の影響をできる限りニュートラルにしたいという意図が窺われる。しかしながら、現時点ではそれが具体的にどのように調整されるかは定かではなく、バーゼル委員会の緩和措置に過度に期待を寄せることは避けたほうがよいだろう。

そもそもバーゼル委員会の検討の背景には、発生損失に基づく引当金はトゥー・リトル、トゥー・レイトであるという金融危機時の教訓を受けて、IASB および FASB がフォワードルッキングな ECL アプローチに基づく引当基準を導入するという経緯がある。フォワードルッキングな引当金の導入という政策方針は、そもそも G20 サミットにおけるコミットメントであることから、日本の会計基準、少なくとも金融検査マニュアルの改訂によって、将来的に ECL アプローチが導入される可能性についてもある程度は念頭に置く必要があるだろう。

いずれにしても、バーゼル委員会による自己資本規制上の引当金の取扱いに関する検討は、例えばリスク・アセットの計測の見直しなどと比べると、具体的な政策方針を直ちに固めなければならないといった緊要性の高い議論ではないように窺われるが、バーゼル委員会の検討の結果、信用リスクの標準的手法の枠組みの大きな変化を伴う可能性がある。今後の検討には十分な注意が必要であろう。